

1. 議事日程（令和5年第4回北広島町議会定例会）

令和5年12月6日  
午前10時開会  
於 議 場

日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告
日程第4	報告第10号	専決処分の報告について (町道河本中出線道路改良工事変更契約)
日程第5	議案第88号	北広島町下水道事業の設置等に関する条例
日程第6	議案第89号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
日程第7	議案第90号	北広島町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例
日程第8	議案第91号	北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第92号	北広島町手数料条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第93号	北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第94号	北広島町立学校設置条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第95号	北広島町学校教育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第96号	北広島町火災予防条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第97号	北広島町町営バス運行事業に関する条例を廃止する条例
日程第15	議案第98号	広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について
日程第16	議案第99号	財産の無償譲渡について（消防屯所）
日程第17	議案第100号	財産の売却価格の変更について
日程第18	議案第101号	令和5年度北広島町一般会計補正予算（第7号）
日程第19	議案第102号	令和5年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第20	議案第103号	令和5年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第21	議案第104号	令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
日程第22	議案第105号	令和5年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第23	議案第106号	令和5年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第2号）
日程第24	議案第107号	令和5年度北広島町診療所特別会計補正予算（第2号）
日程第25	議案第108号	令和5年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第26	諮問第2号	人権擁護委員の推薦について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 亀岡純一	2番 伊藤立真	3番 敷本弘美
4番 中村忍	5番 佐々木正之	7番 美濃孝二

8番 梅尾泰文 9番 伊藤 淳 10番 服部泰征  
11番 宮本裕之 12番 湊 俊文

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	箕野博司	副町長	畑田正法	教育長	池田庄策
芸北支所長	村竹明治	大朝支所長	沼田真路	豊平支所長	熊谷忠明
危機管理課長	野上正宏	総務課長	川手秀則	財政政策課長	国吉孝治
管財課長	高下雅史	まちづくり推進課長	矢部芳彦	税務課長	植田優香
町民課長	大畑紹子	福祉課長	芥川智成	保健課長	迫井一深
環境生活課長	出廣美穂	農林課長	宮地弥樹	商工観光課長	中川克也
建設課長	竹下秀樹	消防長	笠道宏和	学校教育課長	植田伸二
生涯学習課長	小椿治之	会計管理者	細居 治		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 三宅克江 議会事務局 田邊五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 会

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（湊俊文） おはようございます。議場内においてマスクの着用は自由とすることにしております。本会議における提案説明や質疑、答弁を行う際はマイクを立ててからはっきりと発言するよう努めてください。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は、11名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第4回北広島町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（湊俊文） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、服部議員、11番、宮本議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 会期の決定について

○議長（湊俊文） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日12月6日から18日までの13日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの13日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第3 諸般の報告

○議長（湊俊文） 日程第3、諸般の報告をいたします。議長報告は、お手元に配付したとおりですが、その中から3点ほど申し添えます。10月20日、広島県内陸部振興対策協議会で、広島県に対し要望活動を行い、北広島町としては、主要地方道千代田八千代線畑地区と、広域営農団地農道西宗今田間の2か所の早期整備を要望しました。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行され、新たな過疎対策がスタートして3年目となる中、11月13日、日本教育会館で開催された全国過疎地域連盟第56回総会において、令和6年度過疎対策関係政府予算・施策に関する決議が全会一致で可決されました。11月29日にNHKホールで開催された第67回町村議会議長全国大会において、議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備に関する重点要望を決議したことを報告いたします。次に、本定例会までに受理した請願・陳情は、別紙請願・陳情受付簿のとおり、会議規則第92条の規定により所管の常任委員会に付託をいたします。次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されております。お手元に配付したとおりです。以上で、議長報告を終わります。次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、行政報告をいたします。内容は、資料のとおりであります。主なものについて説明します。7ページをお願いします。財政政策課の関係であります。中段、まちづくり懇談会、10月に芸北地域、大朝地域、千代田地域、豊平地域4か所で、地域温暖化防止に向けた取組等について説明会をしている協賛をいただきました。内容は、記載のとおりであります。8ページをお願いします。連携協定の関係であります。広島工業大学と包括連携協定を10月に締結をいたしました。内容は、記載のとおりであります。9ページをお願いします。北海道北広島市から北広島市長と市議会議長においでをいただきました。本町に来町いただきました。市と町の違いはありますが、同じ北広島という名前であることから交流していこうということで、今後交流を図ってまいりたいと考えております。その下、民間提

案でありますけれども、民間事業者から広く提案を募集し、町の公共サービスの向上や効率化等を図ることを目的に行ったものであります。提案数は5提案ありまして、審査会で協議した結果、採択は2提案ということになったところでございます。次に、まちづくり推進課の関係でございます。15ページをお願いします。スポーツの関係であります。主に10月、11月にかけて、きたひろスポーツフェスタということで、いろいろな種目等、総合的にスポーツフェスタということで開催をしたところでありまして。次に、保健課の関係です。23ページをお願いします。元気づくり推進事業ということで、元気リーダーコース、元気づくり体操の関係ですが、延べ61会場で、延べ参加人員が1万3897人ということで頑張っていたいております。それから23ページの下段ですけども、認知症総合支援事業ということで、認知症カフェを実施していただいております。コロナ中は中止した所がほとんどだったわけですが、大分復活していただきまして、計17か所で256人が参加延べ人数として参加いただいております。次に、環境生活課の関係であります。26ページをお願いします。カーボンニュートラル推進事業ということで、広く町民の皆さんに広報しておるところであります。こういった取組を現在行っているところでありまして。今後いろいろな取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。建設課の関係です。29ページをお願いします。ため池管理でありますけれども、特定農業用ため池の指定ということで、現在、246池が指定をされております。廃池にするという決断もあろうと思っておりますし、整備をしていくということもあろうと思っております。今後またいろいろ取組をしていく予定になっております。30ページをお願いします。新規就農総合対策事業についてということで、研修事業、令和4年から5年度の町の認定研修生1人、令和5年から6年度へかけて、町の認定研修生4人ということで現在研修中です。内容は、下記記載のとおりであります。商工観光課の関係であります。33ページからありますけれども、34ページの下段、ひろしま芸北神楽ロサンゼルス上演ということで、11月に発表、町内の神楽団から選抜された北広島町神楽団で発表をしたところでありまして。観客の皆さんに非常に感動もしていただき、大変好評でございました。それから36ページをお願いします。北広島町農山村体験推進事業ということで、農山村体験の受入れ実績を掲げておりますけれども、修学旅行につきましては、農山村体験事業はとても人気があります。学校からの経験させてやりたいという要望も高いものがあります。受入れ家庭を増やしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。私からの報告は、以上でございます。

○議長（湊俊文） 池田教育長。

○教育長（池田庄策） それでは、教育行政の報告を申し上げます。まず、38ページをお開きください。学校教育活動でございますが、学校運営協議会、コミュニティスクールの開催を記載のとおり各校で行っております。それから10月13日にKumahira Parkにおきまして、山県郡小学校陸上記録会を行っております。10月25日には交通安全プログラムで通学路の合同点検を行いました。10月26日には、来年度就学する児童生徒の支援についての審議を行う就学支援委員会を開催しております。11月2日には、広島県中学校道徳教育研究大会が豊平中学校で開催をされました。40ページをお願いいたします。生涯学習関係でございますが、まずはふるさと夢プロジェクト事業でございますが、本年も9月26日に「夢と希望を乗せて、ロケットを飛ばそう」の事業を行いました。続きまして、きたひろ学び塾でございますが、11月24日に愛着創造学部の講演会を開催しております。社会教育管理運営事業でございますが、第45回中国四国社会教育研究大会島根大会におきまして、当町社会教育指導員が2例

の事例発表を行っております。41ページをお願いいたします。芸術文化振興事業でございますが、第16回鬘光記念児童生徒自画像展、9月6日に審査を行いまして、10月7日に表彰式を行っております。以上、簡単でございますが、教育行政の報告といたします。お願いいたします。

○議長（湊俊文） 以上で、町長、教育長の行政報告を終わります。これをもって諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 報告第10号 専決処分の報告について

○議長（湊俊文） 日程第4、報告第10号、専決処分の報告について、報告を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、報告第10号につきまして概要を説明します。議案集の4ページをお願いします。報告第10号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、工事請負契約を変更することについて専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。詳細につきましては、担当から説明します。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 報告第10号について建設課からご説明申し上げます。報告第10号、専決処分の報告について、議案集4ページ、5ページをお願いします。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分第7号のとおり、工事請負契約を変更することについて、令和5年10月24日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。内容です。1、工事名、町道河本中出線道路改良工事。2、工事場所、北広島町有田。3、工期、令和4年9月29日から令和5年10月31日までです。4、変更請負金額は、5540万8100円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、503万7100円です。5、今回変更による増額は、110万1100円です。6、請負者、広島県山県郡北広島町壬生40番地1、株式会社高田建設代表取締役高田賢造。7、変更理由、町道河本中出線道路改良工事に関わって、町道河本中出線と主要地方道浜田八重可部線交差点部の最終形状に合わせた適正配置によることにより数量に増減があり、これは主に点字ブロック等でございますが、仕様等を変更したためです。なお、この工事は、令和5年9月議会で議決を受けた工事請負契約ですが、変更金額が請負金額の5%以内かつ500万円以内であるため、規定に基づき専決処分したものです。以上で、報告を終わります。

○議長（湊俊文） これより質疑を行います。質疑はありますか。9番、伊藤議員。

○9番（伊藤淳） 9番、伊藤淳です。工期が10月31日まで、9月に定例会あり、10月にも臨時会がありと思った時に、こちらが専決処分にした理由、点字ブロックってあったんですけども、何が間に合わなかったのかをお聞きいたします。

○議長（湊俊文） 建設課長。

○建設課長（竹下秀樹） 9月議会では最終的にまだ交差点部で歩道等の中の点字ブロックについての調査、精査ができておりませんでした。変更契約以後の工事等になったため、こういった形になっております。

○議長（湊俊文） 他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで報告第10号、専決処分の報告について、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第88号 北広島町下水道事業の設置等に関する条例

○議長（湊俊文） 日程第5、議案第88号、北広島町下水道事業の設置等に関する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第88号につきまして概要を説明します。議案集6ページをお願いします。議案第88号、北広島町下水道事業の設置等に関する条例について説明します。本案は、下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用し、公営企業会計に移行するにあたり、条例の制定について町議会に提案するものです。詳細につきましては、各担当から説明いたします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 議案第88号、北広島町下水道事業の設置等に関する条例につきまして、環境生活課からご説明申し上げます。議案集6ページをご覧ください。本条例は、令和6年4月1日から下水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行することに伴い、条例を制定するものです。条例制定の背景といたしましては、人口減少社会等の厳しさを増す経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等にさらに的確に取り組む必要があります。これまで国は、公営企業会計への移行を推進しておりますが、人口3万人未満の市町村においても令和6年4月までに移行するよう要請があり、本町においても準備をしておりました。本条例の内容につきましては、地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に基づき、本町の経営する下水道事業の設置等に関し、必要な事項を定めるものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって、提案理由の説明を終わります。本案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第89号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例から

日程第10 議案第93号 北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（湊俊文） 日程第6、議案第89号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例から、日程第10、議案第93号、北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例までの5議案を一括議題とします。以上、5議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第89号から議案第93号につきまして一括して概要を説明します。議案集9ページをお願いします。議案第89号、職員の給与に関する条例等の一部を

改正する条例について説明します。本案は、人事院勧告に伴い、職員の給与改定を行うため条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。27ページをお願いします。議案第90号、北広島町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について説明します。本案は、町税等に係る督促手数料を廃止するため、関係条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の32ページをお願いします。議案第91号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、北広島町国民健康保険税の産前産後期間の減免に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。38ページをお願いします。議案第92号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、戸籍法の一部を改正する法律の改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の46ページをお願いします。議案第93号、北広島町特定教育・保健施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明します。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 議案第89号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、総務課からご説明申し上げます。本条例は、国の人事院勧告に準じて本町職員の給与改定を行うもので、関係する条例について、それぞれ所定の改正を行うものです。第1条、職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案集9ページをお願いします。本条例の主な改正点を申し上げます。個人別給与実態調査から、民間給与が国家公務員給与を上回る結果となったことから、初任給をはじめ若年層に重点を置き、月例給を引き上げる勧告を行いました。高卒初任給を1万2000円、大卒初任給を1万1000円引き上げるなど、行政職給料表の改定を行っています。その他、教育職、医療職等の給料表についても行政職給料表の改定に準じて改定するものです。また、ボーナスについても、民間の年間支給割合と、国家公務員の年間支給月数を比較した結果、民間が上回ったため、引上げの勧告が行われています。一般職にあつては、年間支給月数を0.10月分引き上げ、4.4月を4.5月に改定するものです。なお、定年前再任用職員にあつては、0.05月分引き上げ、2.3月を2.35月に改定するものです。議案集22ページからは、第2条、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、議案集23ページ中段からは、第3条、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について記載しています。それぞれ人事院勧告に準じて、任期付職員の給料表等、また特別職の特別給の改定を行うものです。議案集24ページ中段からは、第4条、特別職の職員の給与の特例に関する条例等の廃止についてですが、不要となりました条例について廃止を行うものです。議案集25ページをお願いします。附則の1において、その施行期日を公布の日とすることとし、附則の2において、第1条、第2条、第3条の規定については、令和5年4月1日に遡り適用することを定めています。また、附則の3において、改正前の支給額を改正後の内払いとみなすこと。附則の4において、規則への委任について記載しています。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（湊俊文） 税務課長。

○税務課長（植田優香） 議案第90号、北広島町督促手数料の廃止に伴う関係条例の整理に関す

る条例について、税務課からご説明申し上げます。督促状を発送した場合に1通につき督促手数料100円を徴収しておりますが、コンビニや電子決済など納付方法の拡大や事務の効率化などの観点から、令和6年度に賦課徴収する町税等から督促手数料を廃止することに伴い、関係条例の整理を行うものです。第1条は、北広島町税条例の一部改正です。同条例第2条第2号の徴収金の用語の意義から、督促手数料と読点を削除し、第21条の督促手数料の記述を削除するものです。第2条は、北広島町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正で、条例名、第1条及び第5条にある、督促手数料及び、を削除し、第2条の督促手数料の記述を削除するものです。第3条、北広島町介護保険条例の一部改正及び第4条、北広島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正は、それぞれ保険料の督促手数料の記述を削除するものです。附則の第1条で、施行期日を令和6年5月1日と定め、第2条において経過措置として、この条例の施行日以前に発した督促手数料に関する事項については、なお、従前の例によるとしており、令和5年度以前に賦課した町税等に係る督促手数料については変更はございません。以上がこのたびの改正内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。続きまして、議案第91号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、配付しておりますA4の説明資料に基づいて説明させていただきます。議案集は32ページから37ページです。条例改正の趣旨ですが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に公布され、子育て世帯の経済的負担軽減及び次世代育成支援などの観点から、出産被保険者に係る国民健康保険税の一部を免除する措置が講じられることから、制度の適正な運用のため、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。次に、改正の概要です。同条例第23条第3項に、出産被保険者に係る所得割額と均等割額の減額の規定を追加し、第24条の3に届出に関する規定を追加しています。続きまして、制度の内容です。対象者は、令和5年11月以降に出産または出産予定の被保険者で、単胎妊娠の方は、出産予定日の属する月の前月から4か月間、多胎妊娠の方は、出産予定日の属する月の3か月前から6か月間国民健康保険税の所得割額及び均等割額が免除されます。なお、施行期日は、令和6年1月1日となっておりますので、令和5年11月から令和6年1月までに出産または出産予定の方については、該当月分のみ免除となります。以上がこのたびの改正内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 議案第92号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例について、町民課からご説明申し上げます。議案集の38ページをお願いします。今回の改正は、戸籍法の一部を改正する法律の改正に伴いまして、手数料を徴収する事務が追加されることによるものです。現在は、戸籍謄本等を請求する場合、本籍がある市町の窓口で請求をする必要がありますが、令和6年3月からは本籍地以外の窓口でも交付請求が可能となることに伴いまして条例を改正するものです。また、次の39ページに記載しております戸籍電子証明書提供用識別符号の発行400円と、41ページに記載しております除籍電子証明書提供用識別符号の発行700円については、新規の手数料になります。これは行政手続のオンライン申請手続において、戸籍電子証明書提供用識別符号などを申請先の行政機関に提示することにより、戸籍情報を行政機関が確認できるようになり、戸籍謄本などの添付が不要となるものです。運用開始については調整中です。以上で、町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。



○議長（湊俊文） 福祉課長。

○福祉課長（芥川智成） 議案第93号、北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、福祉課からご説明いたします。議案集46ページをお願いします。今回提案させていただきました一部改正条例は、認定こども園法第3条の改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正が行われたため、本条例の第15条を改正するものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって、提案理由の説明を終わります。以上、5議案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第94号 北広島町立学校設置条例の一部を改正する条例から

日程第14 議案第97号 北広島町町営バス運行事業に関する条例を廃止する条例

○議長（湊俊文） 日程第11、議案第94号、北広島町立学校設置条例の一部を改正する条例から、日程第14、議案第97号、北広島町町営バス運行事業に関する条例を廃止する条例までの4議案を一括議題とします。以上、4議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第94号から議案第97号につきまして、一括して概要を説明します。議案集49ページをお願いします。議案第94号、北広島町立学校設置条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、令和6年4月1日をもって、北広島町立豊平小学校及び北広島町立豊平中学校を義務教育学校北広島町立豊平学園に移行することに伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の52ページをお願いします。議案第95号、北広島町学校教育施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、令和6年4月1日をもって北広島町立豊平小学校及び北広島町立豊平中学校を義務教育学校北広島町立豊平学園に移行することに伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の54ページをお願いします。議案第96号、北広島町火災予防条例の一部を改正する条例について説明します。本案は、火災予防条例(例)の一部改正に伴い、条例の一部を改正することについて町議会に提案するものです。議案集の61ページをお願いします。議案第97号、北広島町町営バス運行事業に関する条例を廃止する条例について説明します。本案は、町営バス千代田八千代線の廃止に伴い、条例を廃止することについて町議会に提案するものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明いたします。

○議長（湊俊文） 学校教育課長。

○学校教育課長（植田伸二） 議案第94号、北広島町立学校設置条例の一部を改正する条例について、学校教育課からご説明申し上げます。議案集49ページをお願いします。併設型小中一貫校である豊平小学校と豊平中学校について、9年間の義務教育課程の中で、指導の充実とより高い教育効果が期待できることから、今年度末をもって両校を廃止し、新たに令和6年度から義務教育学校北広島町立豊平学園として設置するものでございます。義務教育学校は、小規

模化する中学校の在り方の一つとして全国的にも増加しており、広島県内では、福山市、呉市、竹原市、府中市に現在7校が設置されております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（湊俊文） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小椿治之） 議案第95号、北広島町学校教育施設の開放に関する条例の一部改正について、生涯学習課からご説明申し上げます。議案集の52ページをお願いいたします。本条例は、北広島町における学校教育施設を学校教育に支障のない範囲において、社会教育、その他公共のために開放することについて必要な事項を定めたもので、このたびの一部改正は、令和6年4月1日をもって北広島町立豊平小学校及び北広島町立豊平中学校を義務教育学校北広島町豊平学園に移行するため、施設名称が変わることに対応するものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（湊俊文） 消防長。

○消防長（笠道宏和） 議案第96号、北広島町火災予防条例の一部を改正する条例について、消防本部からご説明申し上げます。消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令。蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準、対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件が令和5年5月31日に公布され、令和6年1月1日施行となります。また、対象火気省令の一部改正に伴い、火災予防条例(例)について改正されたこと、所要の文言整理を行うため、条例の一部を改正するものでございます。ご審議のほどお願いします。

○議長（湊俊文） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（矢部芳彦） 議案集の61ページをお願いいたします。議案第97号、北広島町町営バス運行事業に関する条例を廃止する条例をまちづくり推進課からご説明いたします。本案は、利用者の減少に伴い、令和5年10月1日をもって町営バス千代田八千代線を廃止いたしました。この路線の廃止により町営バスの運行がなくなったため、町営バスの運行を規定しておりました本条例を廃止するものでございます。ご審議、採決のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって、提案理由の説明を終わります。以上、4議案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第98号 広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について

○議長（湊俊文） 日程第15、議案第98号、広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同規約の変更についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第98号につきまして概要を説明します。議案集の63ページをお願いします。議案第98号、広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合同規約の変更について説明します。本案は、広島県市町総合事務組合の共

同処理する事務の一部に府中町の事務が新たに加わることに伴い、組合規約を変更するため町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明いたします。

○議長（湊俊文） 総務課長。

○総務課長（川手秀則） 議案第98号、広島県市町総合事務組合の共同処理する事務の変更及び広島県市町総合事務組合規約の変更について、総務課からご説明申し上げます。議案集63ページをお願いします。広島県市町総合事務組合は、組合を組織する市町等の職員に対する退職手当の支給及び非常勤職員等の公務災害補償を行うため、地方自治法に基づき設立された一部事務組合です。本案は、この組合に府中町が令和6年4月1日から退職手当に関する事務を委託することに伴いまして規約を変更することについて、町議会の議決を求めるものです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（湊俊文） これをもって、提案理由の説明を終わります。本案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第99号 財産の無償譲渡についてから

日程第17 議案第100号 財産の売却価格の変更について

○議長（湊俊文） 日程第16、議案第99号、財産の無償譲渡についてから、日程第17、議案第100号、財産の売却価格の変更についてまでの2議案を一括議題とします。以上、2議案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案第99号から議案第100号につきまして、一括して概要を説明します。議案集の65ページをお願いします。議案第99号、財産の無償譲渡について説明します。本案は、適正配置に基づき廃止した千代田地域の消防施設を土地所有者に無償で譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により町議会の議決を求めるものです。議案集の67ページをお願いします。議案第100号、財産の売却価格の変更について説明します。本案は、売却予定価格を変更して町有地を売却することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により町議会の議決を求めるものです。以上、詳細につきましては、各担当から説明いたします。

○議長（湊俊文） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 議案第99号、財産の無償譲渡について、危機管理課からご説明申し上げます。議案集は、65ページをお願いいたします。提案理由でございますが、廃止となった消防施設について、地権者の意向を聴取したところ、利活用の希望があり、施設については建築後36年以上経過しておりまして、現在の評価額を大幅に上回る撤去費が必要となること。また、地域活性化につながる提案があり、新たな財政負担を生じさせないものと判断し、無償譲渡について町議会に提案するものでございます。1、財産の表示 所在、広島県山県郡北広島町南方4258番地1。種別、車庫。名称、額田部屯所。延床面積21.6㎡。2、譲渡先、譲渡先については記載のとおりです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） 管財課長。

○管財課長（高下雅史） 議案第100号、財産の売却価格価格の変更について、管財課よりご説

明申し上げます。議案集67ページをお願いします。また、別紙説明資料をご覧ください。

1、財産の所在地、①北広島町蔵迫字山根263番1、②北広島町蔵迫字山根264番2。2、登記地目、①宅地542.09㎡、②宅地246.85㎡。3、売却方法、町有地売却一般競争入札。4、売却予定価格141万8119円。令和3年度に一般競争入札に付した売却価格283万6238円。なお、これは、町有地である旧静楽荘跡地を売却するために令和3年5月26日付で告示した町有地売却一般競争入札が不調で、その後は町ホームページにおいて売却物件として掲載しておりますが、現在まで購入希望者はおられない状況です。未利用町有地については、財源確保のため積極的に売却を推進していく方針から、今後、この土地の売却につきましては、売買が成立するまで、一般競争入札が不調であった場合は、売却予定価格に0.5を乗じた額で、町有地売却一般競争入札を執行することについて町議会に提案するものです。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって提案理由の説明を終わります。本案については、後日、審議採決を行います。ここで暫時休憩をとります。11時5分までとします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 57分 休憩

午前 11時 05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第101号 令和5年度北広島町一般会計補正予算（第7号）から

日程第25 議案第108号 令和5年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（湊俊文） 再開します。日程第18、議案第101号、令和5年度北広島町一般会計補正予算第7号から、日程第25、議案第108号、令和5年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号までの8議案を一括議題とします。以上、8議案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、令和5年度補正予算の概要につきまして、一括して説明します。別冊の令和5年度補正予算書をお願いします。議案第101号、令和5年度北広島町一般会計補正予算第7号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4300万円を追加し、予算の総額を171億1500万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業の実施、学校給食センター施設整備事業に伴う事業費増額への対応に係る費用などを計上しております。なお、人件費につきまして人事院勧告などによる人件費の補正を行っております。繰越明許費補正は第2表に追加1事業、変更1事業を、債務負担行為補正は第3表に追加3事業を、地方債補正は第4表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第102号、令和5年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3600万円を追加し、予算の総額を21億900万円とするものです。今回予算補正を行う

主な内容は、一般被保険者療養給付費の追加などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第103号、令和5年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第3号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ680万円を減額し、予算の総額を6億7370万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、下水道築造工事請負費の減額などを計上しております。地方債補正は第2表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第104号、令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1120万円を減額し、予算の総額を3億6000万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、農業集落排水施設工事請負費の減額などを計上しております。地方債補正は第2表に目的別に計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第105号、令和5年度北広島町介護保険特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ510万円を追加し、予算の総額を32億3510万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、介護保険システム改修委託料の追加などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第106号、令和5年度北広島町電気事業特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700万円を追加し、予算の総額を7500万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、基金への積立金などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第107号、令和5年度北広島町診療所特別会計補正予算第2号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ270万円を追加し、予算の総額を1億7080万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、医薬品、医療用消耗品費の追加などを計上しております。次の仕切りをお願いします。議案第108号、令和5年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号です。本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ150万円を減額し、予算の総額を3億1750万円とするものです。今回予算補正を行う主な内容は、広域連合への保険料等負担金の減額などを計上しております。以上、各会計の詳細につきましては、各担当から説明いたします。

○議長（湊俊文） 財政政策課長。

○財政政策課長（国吉孝治） 議案第101号、令和5年度北広島町一般会計補正予算第7号につきまして、財政政策課からご説明申し上げます。事前に配付しております資料の令和5年12月補正予算の概要及び主要施策をご覧ください。今回、一般会計の補正額は4億4300万円の増額補正で、補正後の予算額は171億1500万円となります。編成上のポイントとしましては、国の補正予算第1号による経済対策事業であります住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業の実施、学校給食センター施設整備事業に伴う事業費増額への対応でございます。下段は、一般会計、特別会計の当初予算からの補正の状況を掲載しております。裏面をご覧ください。12月補正における主要施策を第2次北広島町長期総合計画改訂版の施策分野に沿って記載をしております。また、表中右端に予算書計上のページを記載しておりますので、後ほど予算書と一緒にご覧いただければと思います。施策分野Ⅰ、活力ある産業の創造と成長では、農地利用集積事業における機構集積協力金300万円、畜産振興対策事業における飼料等価格高騰対策支援金443万円、企業立地奨励金490万4000円の減額、森づくり交付金事業における里山林整備交付金として442万6000円、商工振興対策事業における地域経済活性化キャッシュレス推進事業委託料として365万5000円、芸北地域農道整備事業負担金として390万円の追加などを、施策分野Ⅱ、にぎわいと活気に満ちたまちづくりでは、私立

保育所運営委託料として4968万2000円。学校給食事業における施設整備工事請負費として8886万2000円の追加などを、施策分野Ⅲ、安心して元気に暮らせる地域の創出では、住民税非課税世帯等臨時特別給付金として1億6580万円、自立支援給付費等として983万円の追加などを、施策分野Ⅳ、生活基盤の強化・強靱化では、道路維持補修作業等委託料等として3910万円の追加、消防本部における施設整備工事請負費等として6123万3000円の減額などを、施策分野Ⅴ、住民のための行財政運営では、ふるさと寄附金事業における受領書発送等委託料等として2612万2000円、ふるさと基金積立金として5000万円の追加などを計上しております。一覧表中に★印を付記しております事業は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業、また、資料番号を記載しております事業は、事業目的、事業概要などの説明資料を添付しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。次に、補正予算書第2表をご覧ください。繰越明許費補正でございます。2款総務費、1項総務管理費、普通財産管理事業について、新たに令和6年度への繰越しを追加し、10款教育費、1項教育総務費、学校給食事業について金額を変更するものでございます。次に、補正予算書第3表をご覧ください。債務負担行為補正でございます。大朝福祉センターESCO事業をはじめ追加3事業を計上しております。また、第4表に地方債補正を目的別に計上しております。公共事業等債、災害復旧事業債、一般単独事業、過疎対策事業債の追加により、補正後の借入限度額を総額で24億8622万6000円とするもので、補正前より3190万円の増額となります。以上で、財政政策課からの説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 議案第102号、令和5年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、町民課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書をお願いします。1ページから4ページに記載しております2款保険給付費については、今年度の給付実績に基づき補正計上するものです。3ページ、4ページをお願いします。5款1項特定健康診査等事業費の健康管理システム改修委託料については、特定健診・特定保健指導改正に伴うシステム改修業務の委託料になります。5ページ、6ページをお願いします。8款1項5目保険給付費等交付金償還金については、令和4年度の普通交付金などの精算に伴う返還金になります。次に戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。3款県支出金については、歳出の保険給付費の増額に伴いまして、保険給付費等交付金を補正計上するものです。5款繰入金の7節産前産後保険料繰入金については、出産時における保険料を免除する措置が創設されることによるものです。保険料免除部分に対して公費による費用負担がありますので、節を新しく設けるものです。3ページ、4ページをお願いします。8款国庫支出金の災害臨時特例補助金についてですが、これは出産育児一時金の引上げに伴いまして、令和5年度に限り、国が各保険者へ財政支援するものです。以上で、町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（湊俊文） 環境生活課長。

○環境生活課長（出廣美穂） 議案第103号、令和5年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第3号について、環境生活課からご説明申し上げます。補正予算書、歳出事項別明細書1、2ページをお願いいたします。歳出1款1項1目の一般管理費を減額、1款1項2目の会計管理費を増額、2款1項1目下水道新設費を減額、2款1項2目の下水道管理費を増額。そして3、

4ページにあります4款1項1目の予備費を増額し、合計680万円の減額をお願いするものでございます。主なものとしては、1、2ページにあります2款1項1目の下水道新設事業の工事請負費1134万7000円の減額でございますが、下水道築造工事の執行残による減額でございます。また、下水道管理事業の需用費の増額でございますが、千代田、大朝地域の処理場などの電気代の増額でございます。また、これに対する歳入でございますが、1ページ戻っていただきまして、歳入事項別明細書1、2ページをお願いいたします。歳入3款1項1目の国庫補助金を減額、4款1項1目の一般会計繰入金を増額、7款1項1目の町債を減額し、合計で歳出と同額の680万円を減額するものでございます。続きまして、議案第104号、令和5年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。歳出予算、歳出事項別明細書1、2ページをお願いいたします。歳出1款1項1目一般管理費を減額、2款1項1目の農業集落排水新設費を減額、2款1項2目の農業集落排水管理費を増額、そして4款1項1目の予備費を増額し、合計1120万円の減額をお願いするものでございます。補正の主なものとしては、農業集落排水施設事業の工事請負費1098万円の減額でございますが、南方処理区更新工事請負費の減額によるものでございます。続いて、歳入でございますが、1ページ戻っていただき、歳入事項別明細書1、2ページをお願いいたします。歳入1款1項1目受益者分担金を増額、3款1項1目県補助金を減額、4款1項1目の一般会計繰入金を増額、7款1項1目の町債を減額し、合計で、歳出と同額の1120万円の減額をお願いするものでございます。環境生活課からは、以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 議案第105号、令和5年度北広島町介護保険特別会計補正予算第2号について、保健課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費を485万7000円増額するものです。これは、介護報酬改定等に伴い、介護保険システムの改修を行うものになります。2款1項介護サービス等諸費は、1目居宅介護サービス給付費と2目施設介護サービス給付費をそれぞれ300万円減額し、2款2項1目高額介護サービス費と、次のページ、2款4項2目地域密着型介護予防サービス費をそれぞれ300万円減額するもので、いずれも給付実績見込みによるものです。4款3項包括的支援事業任意事業費については、職員手当等の人件費のみの補正となります。次に戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いいたします。1款1項介護保険料13万1000円、3款2項国庫補助金159万6000円、5款2項県補助金2万8000円の増額は、いずれも歳出の補正に伴う公費等の負担割合分になります。次のページをお願いいたします。7款1項一般会計繰入金は、334万5000円増額するもので、歳出の一般管理費で説明した介護保険システム改修分などの繰入金となります。以上で、保健課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 農林課長。

○農林課長（宮地弥樹） 議案第106号、令和5年度北広島町電気事業特別会計補正予算第2号について、農林課からご説明申し上げます。歳出事項別明細書1、2ページをお願いいたします。歳出1款1項1目、一般管理費の需用費120万円の増額ですけども、施設電気代増額に伴います光熱水費の増額を行うものでございます。歳出2款1項1目電気事業費、公課費19万9000円の増額ですけども、これは、消費税額確定申告によりまして中間申告納付額の確定に伴い、増額するものでございます。次に、4款1項1目電気事業基金費におきまして50

0万円増額し、507万8000円とするものでございます。今後の修繕費等に備えて積立てを行うものでございます。続いて歳入を説明いたします。前に戻っていただきまして、事項別明細書歳入の1、2ページをご覧ください。1款1項1目電気使用料につきまして、春先の水量増に伴います発電量の増によりまして、700万円増額し、4095万2000円とするものでございます。以上で、農林課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（湊俊文） 保健課長。

○保健課長（迫井一深） 議案第107号、令和5年度北広島町診療所特別会計補正予算第2号について、保健課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。1款1項施設管理費については、38万3000円増額するもので、職員手当等の人件費の調整のほか、役務費4万9000円として、八幡診療所の電話料を計上しております。2款1項医業費については、151万3000円増額するもので、医療処置に伴う消耗品及び医薬品費を計上しております。次に戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。1款1項外来収入については、304万円減額するものです。これは、年間の外来収入見込みによるものでございます。1款2項その他診療収入については、1目の諸検査等収入370万円の増額は、医療機関がん検診などの実績見込みによるもので、2目介護保険事業収入370万円減額は、訪問看護及び訪問リハビリの実績見込みによるものでございます。4款1項1目一般会計繰入金は、574万円増額するもので、内訳は、雄鹿原診療所が567万2000円、八幡診療所が6万8000円となります。以上で、保健課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） 町民課長。

○町民課長（大畑紹子） 議案第108号、令和5年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、町民課からご説明申し上げます。歳出の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。2款後期高齢者医療広域連合納付金については、保険料等負担金のうち現年度分を減額し、過年度分を増額するものです。次に戻っていただきまして、歳入の事項別明細書1ページ、2ページをお願いします。1款保険料については、特別徴収分を減額し、普通徴収分を増額するものです。歳入歳出の数値につきましては、全て後期高齢者医療広域連合からの通知に基づいて増額・減額の補正を行っております。以上で、町民課からの説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（湊俊文） これをもって、提案理由の説明を終わります。補正予算関係8議案については、後日、審議採決を行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 諮問第2号 人権擁護委員の推薦について

○議長（湊俊文） 日程第26、諮問第2号、人権擁護委員の推薦についてを議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） 議案集のほうに戻っていただきまして、69ページをお願いします。諮問第2号、人権擁護委員の推薦について説明します。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、



次の方を人権擁護委員の候補者として、法務大臣へ推薦したいので、町議会の意見を求めるものです。候補者の住所、氏名を申し上げます。広島県山県郡北広島町小原771番地1、西田智絵さんです。同じく北広島町大朝3586番地、石橋源郎さんです。同じく北広島町大朝6811番地、田村留美さんです。同じく北広島町新庄1014番地4、栗栖千賀子さんです。同じく北広島町川戸4087番地、友繁盟子さんです。同じく北広島町石井谷1274番地、益田康德さんです。同じく北広島町都志見3372番地、瀧下和徳さんです。以上、7名の方の推薦をよろしく願いをいたします。

○議長（湊俊文） これで提案理由の説明を終わります。お諮りします。諮問第2号、人権擁護委員の推薦については、西田智絵さん、石橋源郎さん、田村留美さん、栗栖千賀子さん、友繁盟子さん、益田康德さん、瀧下和徳さんを適任とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（湊俊文） ご異議なしと認めます。したがって、諮問第2号、人権擁護委員の推薦については、西田智絵さん、石橋源郎さん、田村留美さん、栗栖千賀子さん、友繁盟子さん、益田康德さん、瀧下和徳さんを適任とすることに決定しました。以上で、本日の日程は、全部終了しました。次の本会議は、12月12日午前10時から一般質問の予定となっておりますので、よろしく願いいたします。本日は、これで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 37分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~